

大阪府検査書類限定型工事試行要領

1. 目的

「検査書類限定工事」は、検査時（完成・中間・指定部分完成）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明資料等の書類削減により資料検査の効率化を図るものである。

2. 対象工事

契約金額3千万円以上の土木工事（土木系設備工事除く）について、発注者が指定のうえ実施できるものとする。

なお、発注時に指定した場合でも以下の工事については対象外とする

- ・「低入札価格調査対象工事」
- ・監督職員等から文書等による改善指示等が発出された工事
- ・契約解除（清算）する工事

3. 実施内容

（1）検査

検査員は、検査時に下記9書類に限定して資料検査を行う。

① 施工計画書	⑤出来形管理図書
② 施工体制（下請け引取検査書類を含む）	⑥品質管理図書
③ 工事打合せ簿	⑦安全管理図書
④ 品質規格証明資料（注1）	⑧工事写真 ⑨廃棄物管理票報告書

※上記書類は、適時、監督職員が確認後に提出した資料を取りまとめたものとする。

※監督職員は、「「施工プロセス」のチェックリスト」に関し、検査前に検査員に提出し、チェック内容及び工程管理、について説明するものとする。

※各部が定める土木工事関係書類スリム化ガイドに明記されている場合は、それを遵守する。

注1：工事に使用した材料の品質を証明（試験成績表、性能試験結果、ミルシートなど）。

（2）調査協力

アンケート調査があった場合には受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

- ① 検査書類限定型工事を実施する場合は、特記仕様書に検査書類限定型工事の対象である旨を記載する。
- ② 特別な事由がある場合は、検査通知時に上記9種類以外の追加書類の提示を監督職員通じて受注者に連絡する。

5. 留意事項

本要領は、検査時において確認する資料を限定したものであり、工事の完成までの書類作成は従来通りである。

6. 附則

この要領は、令和7年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う工事から適用する。

【特記仕様書 記載例】

(検査書類限定型工事)

第〇条

1. 本工事は「大阪府検査書類限定型工事試行要領」(令和7年6月)に基づく検査書類限定型工事である。
2. 検査書類限定型工事は、検査時に下記9書類に限定して検査を行うものである。

① 施工計画書	⑤出来形管理図書
② 施工体制(下請け引取検査書類を含む)	⑥品質管理図書
③ 工事打合せ簿	⑦安全管理図書
④ 品質規格証明資料(注1)	⑧工事写真 ⑨廃棄物管理票報告書

注1: 工事に使用した材料の品質を証明(試験成績表、性能試験結果、ミルシートなど)。

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。